

大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年大磯町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「選挙長、開票管理者」を「選挙長、選挙長職務代理人、開票管理者、開票管理者職務代理人」に改める。

別表中

「

選挙長	日額 12,200 円	同上
投票所の投票管理者	日額 14,500 円を超えない 範囲内で大磯町選挙管理委 員会が定める額	同上
期日前投票所の投票管理者	日額 12,800 円を超えない 範囲内で大磯町選挙管理委 員会が定める額	同上
開票管理者	日額 12,200 円	同上
投票所の投票立会人	日額 12,400 円を超えない 範囲内で大磯町選挙管理委 員会が定める額	同上

」

を

「

選挙長	日額 12,200 円	同上
選挙長職務代理人	日額 12,200 円	同上
投票所の投票管理者	日額 14,500 円を超えない 範囲内で大磯町選挙管理委 員会が定める額	同上
期日前投票所の投票管理者	日額 12,800 円を超えない 範囲内で大磯町選挙管理委 員会が定める額	同上
開票管理者	日額 12,200 円	同上
開票管理者職務代理人	日額 12,200 円	同上
投票所の投票立会人	日額 12,400 円を超えない 範囲内で大磯町選挙管理委 員会が定める額	同上

」

に改める。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大磯町特別職職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定中、日額に係る報酬の額は、公布の日以後の職務に対する報酬から適用し、同日前における職務に対する報酬については、なお従前の例による。

令和8年2月13日提出

大磯町長 池田 東一郎